簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものである。
なお、本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所（関東地方整備局利根川下流河川事務所）において行う業務である。

令和８年１１月１１日（水）
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長

１．業務概要

（１）　業務名　　Ｒ８霞ヶ浦整備計画関連検討業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

（２）　業務内容
本業務は、霞ヶ浦の治水、環境、維持管理における整備計画に関する検討及び、整備効果の評価に関する検討を行うものである。

（３）　履行期間　　履行期間は、以下のとおり予定している。
令和９年１月（下旬）から令和９年７月３０日まで

（４）　その他

１）　参加要件等
本業務における参加要件等は以下のとおりである。
・業務実績
業務　　：　気候変動を考慮した河川整備計画検討を実施した業務

２）　試行に関する事項
業務説明書（共通事項）による。業務個別に適用される試行は無い。

３）　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価
本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等に対して、加点を行う業務である。

２．参加資格

（１）　技術提案書の提出者

１）　基本的要件

ア）　単体企業

ａ）　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

ｂ）　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

ｃ）　関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

ｄ）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｅ）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記　ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ）　設計共同体
上記　ア）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年１１月１１日付け関東地方整備局長）

に示すところにより、関東地方整備局長からＲ８霞ヶ浦整備計画関連検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

２）　資本関係又は人的関係
技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）

３．技術提案書の提出者に要求される資格要件
技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者とする。
（１）参加表明者の業務実績
（２）配置予定技術者の資格及び業務実績、手持ち業務の状況
（３）当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４．技術提案書を特定するための評価基準
（１）配置予定技術者の経験及び能力
継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰
（２）業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘
（３）特定テーマに関する技術提案
（４）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

５．手続等
（１）担当部局（説明書の交付場所、参加表明書及び技術提案書の提出場所）
国土交通省関東地方整備局　利根川下流河川事務所　経理課契約指導係
ＴＥＬ　０４７８－５２－６３６２
電子メール　ktr-tonege-keiri@mlit.go.jp
（２）説明書の交付期間等
交付期間：　令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月７日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（９時００分から１７時００分まで）。ただし最終日は１５時００分まで。
交付方法：　電子入札システムにより交付する。
（３）参加表明書及び技術提案書の提出期限等
提出期限：　令和８年１２月７日（月）１５時００分
提出方法：　電子入札システムにより提出すること。

６．その他
（１）　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
（２）　契約保証金　免除
（３）　契約書作成の要否　要
（４）　関連業務を随意契約する予定の有無　無
（５）　関連情報を入手するための照会窓口５．（１）に同じ。
（６）　参加資格の認定
本業務の参加資格は、上記２．（１）１）ア）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も５．（３）により参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、受付通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、２．（１）１）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、受付通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（令和６年５月９日付け国会公契第１号、国官技第４６号、国営管第４８号、国営計第１３号、国営整第１４号、国港総第２７号、国港技第９号、国北予第２号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、受付通知の日とする。

（７）　その他　詳細は業務説明書（共通事項）及び（個別）による。